

令和6年第1回 広島市議会定例会提出案件
(令和6年度関係分)

予算案	条例案	その他の議案	計
24件	27件	7件	58件

1 予算案

- (1) 令和6年度広島市一般会計予算
- (2) 令和6年度広島市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
- (3) 令和6年度広島市物品調達特別会計予算
- (4) 令和6年度広島市公債管理特別会計予算
- (5) 令和6年度広島市広島市民球場特別会計予算
- (6) 令和6年度広島市用地先行取得特別会計予算
- (7) 令和6年度広島市西風新都特別会計予算
- (8) 令和6年度広島市後期高齢者医療事業特別会計予算
- (9) 令和6年度広島市介護保険事業特別会計予算
- (10) 令和6年度広島市国民健康保険事業特別会計予算
- (11) 令和6年度広島市競輪事業特別会計予算
- (12) 令和6年度広島市中央卸売市場事業特別会計予算
- (13) 令和6年度広島市国民宿舎湯来ロッジ等特別会計予算
- (14) 令和6年度広島市駐車場事業特別会計予算
- (15) 令和6年度広島市開発事業特別会計予算
- (16) 令和6年度広島市市立病院機構資金貸付特別会計予算
- (17) 令和6年度元宇品町財産区特別会計予算
- (18) 令和6年度高南財産区特別会計予算
- (19) 令和6年度三入財産区特別会計予算
- (20) 令和6年度小河内財産区特別会計予算
- (21) 令和6年度砂谷財産区特別会計予算
- (22) 令和6年度広島市水道事業会計予算
- (23) 令和6年度広島市下水道事業会計予算
- (24) 令和6年度広島市安芸市民病院事業会計予算

2 条 例 案

- (1) 広島市個人番号の利用に関する
条例の一部改正について
(企画総務局)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日

- (2) 広島市都市計画関係手数料条例
の一部改正について
(都市整備局)

(主な改正内容)

- 1 建築基準法施行令の改正に伴い、既存の建築物についての建築物の敷地と道路との関係の建築物の大規模の修繕等に関する制限の適用除外に係る認定申請手数料等を定める。

1件につき2万7,000円

- 2 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料等の算定に係る額のうち、構造計算適合性判定に係るものを改定する。

(例) 床面積の合計が1,000㎡以下の場合
(現行) (改正)
20万5,700円 → 22万9,900円

施行期日 令和6年4月1日

(3) 広島市消防関係手数料条例の一部改正について (消防局)

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴うもの

- 1 浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等に係る危険物貯蔵所設置許可申請手数料を改定する。

(例) 危険物の最大数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満のとき

	(現行)	(改正)
1 件につき	159万円	→ 192万円

- 2 液化石油ガス法に基づく充てん設備の許可を受けた移動式製造設備について、高圧ガス法に基づく高圧ガス製造許可申請手数料を定める。

1 件につき 6,000円

施行期日 令和6年4月1日

(4) 市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正について (企画総務局ほか)

地方自治法の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和6年4月1日

(5) 青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例の一部改正について (教育委員会)

民法の改正に係る経過措置の終了に伴う規定の整備

施行期日 令和6年4月1日

(6) 広島市安佐北コミュニティセンター条例の制定について
(企画総務局)

広島市安佐北コミュニティセンターを設置するもの

1 位置

安佐北区可部南二丁目1番38号

2 指定管理者の指定の手續等

3 ホールの利用料金の上限額

1時間までごとに4,720円

施行期日 令和7年4月1日

(7) 広島市養護老人ホーム設備等基準条例の一部改正について
(健康福祉局)

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

養護老人ホーム等と協力医療機関との連携に関する義務について、令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を定める。

施行期日 令和6年4月1日

(8) 広島市軽費老人ホーム設備等基準条例の一部改正について
(健康福祉局ほか)

(主な改正内容)

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴うもの

軽費老人ホームの運営規程の概要等をウェブサイトに掲載する義務について、令和7年3月31日までの間はこれを課さないこととする経過措置を定める。

施行期日 令和6年4月1日

(9) 広島市認定こども園設備等基準条例の一部改正について
(こども未来局)

幼保連携型以外の認定こども園の設備等に係る国の基準に定める経過措置の終了に伴う規定の整備

施行期日 令和6年4月1日

(10) 広島市児童福祉施設設備基準等条例の一部改正について
(こども未来局ほか)

児童福祉法の改正等に伴うもの

(主な改正内容)

里親支援センターの設備及び運営の基準を定める。

施行期日 令和6年4月1日

(11) 広島市児童館条例の一部改正について (教育委員会)

児童館を新設するもの

名 称	位 置
広島市早稲田児童館	東区牛田早稲田四丁目9番2号

施行期日 令和6年6月1日

(12) 広島市こども医療費補助条例の一部改正について（健康福祉局）

補助対象者の範囲を拡大するもの

区分	現 行	改 正
通院	小学6年生まで	中学3年生まで

施行期日 令和7年1月1日

(13) 広島市障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の一部改正について（健康福祉局）

(主な改正内容)

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に鑑み、事業者による合理的配慮の実施を義務化するもの

施行期日 令和6年4月1日

(14) 広島市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正について（健康福祉局）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

(主な改正内容)

- 1 指定共同生活援助事業所等における地域と連携する会議体の設置義務について、令和7年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を定める。
- 2 指定障害者支援施設等における利用者の地域生活への移行に関する意向の把握等に関する指針の策定義務について、令和8年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を定める。

施行期日 令和6年4月1日

- (15) 広島市こども療育センター条例
の一部改正について
(こども未来局)
- (主な改正内容)
- こども療育センター二葉園の業務に、児童福祉法に規定する居宅訪問型児童発達支援を加えるもの
- 施行期日 令和6年4月1日
- (16) 広島市心身障害者福祉センター
条例の一部改正について
(健康福祉局)
- 心身障害者福祉センターの利用状況等に鑑み、地域活動支援センターに係る事業を廃止するもの
- 施行期日 令和6年4月1日
- (17) 広島市障害者デイサービスセン
ター条例の一部改正について
(健康福祉局)
- 障害者デイサービスセンターの利用状況等に鑑み、地域活動支援センターに係る事業を廃止するもの
- 施行期日 令和6年4月1日

(18) 広島市介護保険条例の一部改正 (主な改正内容)
 について (健康福祉局)

令和6年度から令和8年度までの各年度の
 の保険料率を定めるもの

対 象 者		現 行 (年 額)	改 正 (年 額)
生活保護受給者、中国残留邦人等支援給付の受給者、 又は老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税			
世帯全員が市民税非課税	前年の課税年金収入額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円以下	2万2,500円	2万1,888円
	前年の課税年金収入額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円を 超え120万円以下	3万7,500円	3万7,248円
	前年の課税年金収入額とその他の 合計所得金額の合計額が120万円 超	5万2,500円	5万2,608円
本人が市民税非課税 (世帯の中に市民税 を課税されている者 がいる場合)	前年の課税年金収入額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円以下	6万3,750円	6万5,280円
	前年の課税年金収入額とその他の 合計所得金額の合計額が80万円超	7万5,000円	7万6,800円
本人が市民税課税	前年の合計所得金額が125万円以下	8万2,500円	8万4,480円
	前年の合計所得金額が125万円を 超え200万円未満	9万3,750円	9万6,000円
	前年の合計所得金額が200万円以上 300万円未満	11万2,500円	11万5,200円
	前年の合計所得金額が300万円以上 400万円未満	12万7,500円	13万560円
	前年の合計所得金額が400万円以上 500万円未満		14万5,920円
	前年の合計所得金額が500万円以上 600万円未満	13万8,750円	16万1,280円
	前年の合計所得金額が600万円以上 700万円未満		17万6,640円
	前年の合計所得金額が700万円以上 800万円未満	15万3,750円	18万4,320円
	前年の合計所得金額が800万円以上 1,000万円未満	16万8,750円	19万2,000円
	前年の合計所得金額が1,000万円 以上1,500万円未満		19万9,680円
	前年の合計所得金額が1,500万円 以上2,000万円未満		20万7,360円
	前年の合計所得金額が2,000万円 以上	18万3,750円	21万5,040円

施行期日 令和6年4月1日

(19) 広島市指定居宅サービス事業設備基準等条例の一部改正について（健康福祉局）

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正に伴うもの

（主な改正内容）

指定介護老人福祉施設等と協力医療機関との連携に関する義務について、令和9年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を定める。

施行期日 令和6年4月1日

(20) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に関する条例及び広島市精神保健福祉センター条例の一部改正について（健康福祉局）

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和6年4月1日

(21) 広島市道路占用料徴収条例の一部改正について（道路交通局）

道路占用料を改定するもの

（例）第2種電柱（第1級地）

（現行）（改正）

1本1年につき2,200円→2,400円

施行期日 令和6年4月1日

(22) 広島市市営駐車場条例の一部改正について（道路交通局）

市営駐車場（路上駐車場及び路外駐車場）の利用料金の上限額を改定するもの

（例）路外駐車場

駐車30分につき

（現行） （改正）

210円 → 220円

施行期日 令和7年4月1日

(23) 広島市土砂堆積等規制条例の一部改正について（都市整備局）

漁港漁場整備法の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和6年4月1日

(24) 広島市市営住宅等条例の一部改正について（都市整備局）

（主な改正内容）

市営住宅等附設駐車場を新設するもの

名称	位置
尾長東住宅附設駐車場	広島市東区尾長東一丁目
尾長アパート附設駐車場	広島市東区尾長東一丁目
曙住宅附設駐車場	広島市東区曙二丁目

施行期日 令和7年4月1日

(25) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

公園使用料を改定するもの

（例）電柱

（現行）（改正）

1本1年につき1,500円→1,600円

施行期日 令和6年4月1日

(26) 広島市火災予防条例の一部改正について（消防局）

消防法施行令の改正に鑑み、特定主要構造部が耐火構造等である防火対象物に係る屋内消火栓設備等の設置基準を緩和するもの

施行期日 令和6年4月1日

(27) 広島市水道給水条例の一部改正について（水道局）

水道法の改正に伴う規定の整備

施行期日 令和6年4月1日

3 その他の議案

- (1) 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法を定めることについて
(企画総務局)

1 住居表示を実施する市街地の区域

位 置	面 積
佐伯区五日市港一丁目の一部	0.20km ²

2 住居表示の方法 街区方式

- (2) 町^{まち}の区域の変更について
(企画総務局)

土地区画整理事業によるもの

現 在	変更後
己斐本町一丁目の一部	己斐中一丁目

(3) ・ (4) 広島市と島根県飯石郡
飯南町など2町との連携中枢都
市圏形成に係る連携協約の締結
に関する協議について
(企画総務局)

以下の2町とそれぞれ連携中枢都市圏形成
に係る連携協約を締結することによるもの

島根県	飯石郡	飯南町
	邑智郡	川本町

(5) 辺地に係る公共的施設の総合整
備計画を定めることについて
(企画総務局)

似島町辺地に係る公共的施設の総合整備計
画を定めるもの

辺地位置 南区似島町の字南風泊、字大
黄及び字東大谷

整備施設 広島市似島歓迎交流センター
(広島市似島臨海公園)

事業費 1億9,850万円

(6) 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めることについて
(市民局)

湯来町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定めるもの

辺地位置 佐伯区湯来町の一部

整備施設 湯来体育館、湯来南運動広場
及びクアハウス湯の山

事業費 5億6,665万6千円

(7) 包括外部監査契約の締結について
(監査事務局)

包括外部監査契約を締結するもの

契約の目的 監査及び監査の結果に関する報告

契約上限額 1,731万5,000円

相手方 住所 広島市南区東雲二丁目1
1番33-703号

氏名 松岡 賢

資格 税理士

[追加送付等予定案件]

(1) 広島市国民健康保険条例の一部
改正について (健康福祉局)

(主な改正内容)

国民健康保険法施行令の改正に伴い、保
険料の後期高齢者支援金等賦課限度額を
引き上げるもの

(現行) (改正)
22万円 → 24万円

施行期日 令和6年4月1日

(2) 広島市消防団員等公務災害補償
条例の一部改正について
(消防局)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を
定める政令の改正に伴うもの

非常勤消防団員等に係る損害補償の補償
基礎額を引き上げる。

非常勤消防団員

階 級	勤 務 年 数					
	10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	現 行	改 正	現 行	改 正	現 行	改 正
団 長 及 び 副 団 長	1万2,440円	1万2,500円	1万3,320円	1万3,350円	1万4,200円	(現行に 同じ。)
分 団 長 及 び 副 分 団 長	1万670円	1万800円	1万1,550円	1万1,650円	1万2,440円	1万2,500円
部 長、班 長 及 び 団 員	8,900円	9,100円	9,790円	9,950円	1万670円	1万800円

消防作業従事者等

最低額

(現行) (改正)

8,900円 → 9,100円

施行期日 令和6年4月1日

[追加提出予定案件]

(1) 広島県公安委員会委員の推薦の
同意について (企画総務局) 任期满后によるもの

(2) 固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について (財政局) 任期满后等によるもの

[参考]

(1) 人権擁護委員候補者の推薦につ
いて (市民局) 任期满后によるもの